

○合同宿舎の種類の変更の取扱について

〔 昭和 35 年 1 月 30 日  
蔵 管 第 136 号 〕

改正 昭和 43 年 12 月 2 日蔵理第 2790 号  
同 46 年 10 月 20 日同 第 4554 号  
平成 26 年 3 月 31 日財理第 1705 号  
大蔵省管財局長から各財務局長宛

合同宿舎は、一応有料宿舎を建前として設置されているものであるから、特別の事情がない限りすべて有料宿舎として取り扱い、原則として宿舎の種類の変更は行なわないが、当該合同宿舎が、国家公務員宿舎法施行令第 9 条第 4 号に定めるへき地に所在し、かつ、当該へき地にある官署に勤務する者の全員が同条の規定に基づく無料宿舎の貸与を受けることのできる者の指定を受けている場合は、当該合同宿舎について宿舎の種類の変更を行つてさしつかえない。

なお、昭和 26 年 1 月 17 日付蔵管第 190 号「合同宿舎の取扱について」通達は、廃止する。